

## 平成20年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成20年6月10日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 報告第6号 平成19年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第7号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第8号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第9号 平成19年度本巢市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第13 報告第10号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第14 報告第11号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第15 報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第16 報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第17 報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第18 議案第32号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第33号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第34号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第35号 本巢市土地開発公社定款の変更について
- 日程第22 議案第36号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第23 議案第37号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第38号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第39号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第40号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第41号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について

日程第28 議案第42号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第29 議員派遣について

日程第30 発議第7号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について

日程第31 発議第8号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

---

## 欠席議員（なし）

---

## 欠員（1名）

---

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	杉山勝美	会計管理者	矢野博行

---

## 本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	川口直紀		

## 開会の宣告

### ○議長（瀬川治男君）

ただいまから平成20年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号8番 道下和茂君と9番 浅野英彦君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（瀬川治男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間とし、6月11日から17日までと、6月20日から26日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間とし、6月11日から17日までと、6月20日から26日までを休会とすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（瀬川治男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

3月28日、平成20年第1回本巣地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会が岐阜市役所で開催されましたので報告します。

平成20年度施設組合一般会計予算、施設組合管理者等の給料に関する条例の一部を改正する条例制定について（文言の整理で管理者等を特別職の職員に改める）の議案審議がありました。それぞれ原案のとおり承認されました。また、この施設につきましては、本巣市からの利用者は現在のところ3名と聞いております。

4月24日、第91回東海市議会議長会定期総会が岐阜市で開催され、中村副議長とともに出席しました。

永年在職議員表彰があり、市議会正・副議長一般表彰4名、市議会議員特別表彰53名、一般表彰59名の報告がありました。

続いて議事に入り、公的資金補償免除繰り上げ償還の要件緩和について、地域医療対策について、住宅除去工事を行った際の固定資産税の減額措置について、地方分権改革推進計画の策定に関する要望についての要望採択、平成19年度東海市議会議長会会計決算認定、平成19年度東海市議会議長会慶弔基金会計決算認定、平成20年度東海市議会議長会の負担金、平成20年度東海市議会議長会会計予算、平成20年度東海市議会議長会慶弔基金の拠出、平成20年度東海市議会議長会慶弔基金会計の予算、平成21年度（第92回）定期総会の開催市（豊橋市）、平成20年度東海市議会議長会役員の選任について、それぞれ原案のとおり承認されました。

5月28日、第84回全国市議会議長会定期総会が東京で開催され、中村副議長とともに出席しました。

永年在職議員表彰があり、正・副議長、議員特別表彰617名、一般表彰1,026名の報告がありました。

続いて会議に入り、一般事務及び会計、地方行政委員会ほか5委員会、地方分権改革道州制調査特別委員会からの報告、部会提出議案25件、会長提出議案3件の議案審議、役員改選についてあり、それぞれ原案のとおり承認されました。

今回役員改選におきまして、本巣市は産業経済委員会委員に選ばれましたので、御報告させていただきます。

以上について報告いたします。総会等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局の方にありますので、議会事務局にお申し出ください。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

議会だより編集特別委員会から御報告をさせていただきます。

議会だより第18号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭の皆さん方に配布されているところでございます。

内容につきましては、3月定例会の内容が主なものとなっております。なお表紙には、糸貫川河畔の満開の桜を掲載させていただきました。2ページからは、定例会で採択された決議、意見書、議決された議案の内容、3名の議員による一般質問、委員会報告の順に掲載し、最終ページは旧根尾村長 所和徳氏のインタビューを掲載いたしました。

今回は、平成20年3月17日、24日、27日、4月8日、15日の計5回にわたり委員会を開催し、皆様から提出いただいた原稿をもとに編集し、発行したところであります。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日の発行を予定しております。

以上、議会だより編集特別委員会から報告いたしました。

○議長（瀬川治男君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

平成20年第2回もとす広域連合議会臨時会が、5月22日、1日の会期で開催されましたので報告をいたします。

今臨時会は、4月20日任期満了による瑞穂市議会議員選挙が行われたのを受け、5月11日の瑞穂市議会臨時会において広域連合議会議員の選挙が行われたことに伴い、空席となっていた各常任委員会委員と議会運営委員会委員の選任及び各委員会の委員長、副委員長の互選が行われました。

そして、議会運営委員会委員長に高橋勝美議員、総務介護常任委員会副委員長に黒田芳弘議員、老人福祉常任委員会委員長に鶴飼静雄議員がそれぞれ互選されました。詳細につきましては、事務局に委員会構成名簿がありますので、ごらんをいただきたいと思います。

臨時会に提出された議案は、広域連合長提出により追加上程された監査委員の選任同意案の1件でした。議案について説明をいたします。

追加上程された監査委員の選任同意案については、議員のうちから選任されていた瑞穂市選出の山本訓男監査委員が任期満了を迎えたことに伴い、新たに瑞穂市選出の山田隆義議員を監査委員に選任することについて、議会の同意を求めるものです。

提出された議案については、慎重な審査の結果、原案のとおり同意されました。

以上で、もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（瀬川治男君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、市政総点検の状況について御報告を申し上げます。

市政総点検につきましては、私が最初に取り組む課題として、4月から各種団体の総会や会合などさまざまな機会をとらえて私の日程の許す限り出席させていただき、市政の基本姿勢や政策について説明を申し上げるとともに、市民の皆様から市政に対する意見をいただいているところでございます。

また、市政の総点検を全庁体制で組織的かつ円滑に推進するため、課長補佐級の職員で構成する本巣市政総点検チームを5月に組織し、市民の皆様から寄せられました意見の集約と分析を行っているところでございます。

今後さらに、企業との意見交換会や自治会からの要請に基づく市長座談会などを実施し、意見の収集の拡大を図っていきたいと考えております。

こうして寄せられました市民の皆様の意見を参考に、必要に応じて市政の見直しや新たな施策を

講じるなど、総点検結果を市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、市の公共交通について御報告申し上げます。

さまざまな課題を抱えております市の公共交通につきましては、国土交通省の協力を得まして、本巢市の総合的な交通施策のあり方を検討するため、バス事業者、警察、中部運輸局を初めとする関係行政機関、学識経験者などで構成する本巢市地域公共交通活性化協議会を設置したところでございます。今後、利用者アンケートや市民アンケートの実施、また、樽見鉄道、市営バス、路線バスなどの既存公共交通の現況を調査するなど、課題を整理いたしまして地域公共交通総合連携計画を策定してまいりたいと考えております。

また、計画に基づく実証実験を実施し、市民の皆様により便利で利用しやすい公共交通体系を整備してまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業について御報告を申し上げます。

市内の情報基盤としてのケーブルテレビジョンにつきましては、株式会社シーテックにより19年度、20年度の2ヵ年で整備が進められております。本巢トンネル以南につきましては、4月8日にCCNet本巢局が開局し、既にサービスが開始されております。また、本巢トンネル以北につきましては、来年4月にサービスが開始される予定であり、9月以降順次加入申し込みの受け付けをしていくとのごことでございますので、7月から自治会単位で説明会を開催してまいります。現在の加入率は約40%ということではありますが、市の情報をタイムリーに提供できる重要な情報メディアでもあり、今後、市広報紙などにより加入促進を図ってまいりますとともに、来年4月にほぼ全市内を対象にサービスが開始されることから、その活用についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、屋井工業団地に係る企業誘致について御報告を申し上げます。

屋井工業団地の造成に伴う企業誘致につきましては、市土地開発公社が市からの委託を受けて造成、分譲等を行い、22年3月の事業完了を目指して進められております。現在、6月末を締め切りとして4月から第一次企業募集を行っているところでございますが、問い合わせはあるものの、正式な申し込みまでには至っていない状況でございます。

このため、岐阜県の協力も得て、東京で開催されます企業誘致フェアや産学官技術交流フェアなどに参加し、積極的に誘致活動を行ってまいります。また、具体的な進出企業の決定に際しましては、市議会や商工会、自治会などで構成する本巢市企業誘致促進審議会等において御協議いただく予定をいたしております。

次に、レジ袋有料化について御報告を申し上げます。

レジ袋の有料化につきましては、レジ袋を減らすことにより廃棄物及び二酸化炭素を削減し、地球温暖化を防止することを目的としているものでございますが、県内では大垣市、各務原市、輪之内町で既に実施されており、北方町におきましても7月から実施される予定とのごことでございます。県におきましても、各市町村で開催されます検討会議への参加や財政支援などの方針を打ち出してございまして、将来的には県下全域での取り組みとなる見込みでございます。

本巢市におきましても、ショッピングセンター等の協力を得て、市民団体の代表者や事業者、県などで構成いたします本巢市レジ袋有料化推進協議会を設置し、ことし12月からの有料化に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、妊婦健診の公費助成について御報告申し上げます。

妊婦健診の公費助成につきましては、出産に係る経済的な負担の軽減を図るとともに、妊娠の健康保持や身体的異常の早期発見による早期治療を行い、安心して出産できるよう医療費の一部を助成するものでございます。

現在、本巢市におきましては、妊婦健診受診票を4回交付し助成しておりますが、子育て支援策の柱として、県内・県外を問わず医療機関で受診された妊婦の方へ安心して出産できるよう、ことし7月から10回の助成に拡充していきたいと考えております。

次に、本巢市健康増進計画について御報告を申し上げます。

本巢市健康増進計画につきましては、昨年度、市議会、関係行政機関、自治会などの代表者で構成いたします本巢市健康づくり推進協議会によりまして御検討いただき、策定いたしましたところでございます。

この計画は、健康増進法に基づき、市民が主役となって取り組む健康づくり及びこれを支援するための環境を整備することを目的として策定したもので、市のこれからの健康増進の指針となるものでございます。

計画期間は平成20年度から24年度までの5年間とし、保健センターの機能強化や健康づくりの意識向上、ライフステージに応じた保健事業の推進、健康管理システムの充実などの健康づくりの基盤整備を主な施策としております。

このたび製本が完了いたしましたので、議員の皆様には御報告とあわせ配付させていただきますので、御一読方よろしくお願いを申し上げます。

以上で、行政報告を終わらせていただきますが、予算が伴う事業につきましては、今回補正予算に計上させていただいておりますので、議員各位には御理解いただきますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

**○議長（瀬川治男君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 報告第1号から日程第8 報告第5号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（瀬川治男君）**

日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）から日程第8、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、報告第1号から第3号までの詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例）についてでございます。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

健康保険法等及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、報告第4号及び第5号の詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

**○議長（瀬川治男君）**

報告第1号から報告第3号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

**○総務部長（鷲見良雄君）**

それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）の補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております本巢市条例改正の概要により、要点のみ御説明をさせていただきます。

本条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことにより、地方税法にあわせて改正をしようとするものでございます。

まず、本則改正部分につきましては、1点目、市民税の納税義務者等の改正関係といたしまして、23条、31条、48条、50条の改正でございまして、収益事業を行わない人格のない社団等に対して課する市民法人税を法人税法等とあわせて非課税とする。収益事業を行わない法人を非課税としていく内容でございまして。

2点目といたしまして、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者等の改正関係でございまして、関係条文といたしましては54条、131条でございまして、独立行政法人緑資源機構が廃止をされまして、同じく森林総合研究所に引き継がれたことによりまして、改正をする内容でございまして。続きまして、附則改正部分でございまして。

1点目、附則7条の3第3項、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の関係でございまして。これは税源移譲に伴いまして、平成20年度から28年度までの経過措置における個人市民税の住宅借入金等特別控除の減額申告をする場合の災害等があった場合に、市長が真にやむを得ないと判断した場合には猶予する、期限を延ばすという内容でございまして。

第2点目、附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の申請の適用を受けようとする者がすべき申告の内容でございまして。

地方税法附則第15条、固定資産税の減額の規定の中に、新築住宅の軽減措置が記載されているわけですが、これを2年間延長して平成22年3月31日まで延期するものでございまして。

また、省エネ住宅改修を行った場合に、翌年度において一定の内容が具備されている場合には、固定資産税を減額する規定を設けたものでございまして。

3点目といたしまして、附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得の課税の特例、ベンチャービジネス関係の特定の中小会社が発行した株式の譲渡に係る譲渡所得の取り扱いです。2分の1を課税するというので、そういう条件で廃止をしていくという内容。以上が、地方税法に伴いますところの市税条例の改正内容でございまして。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）についての補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める政令が平成20年3月31日に公布されたことによりまして、本条例の適用期限を平成21年12月31日まで延期するものでございまして。これも法令とあわせた内容でございまして。よろしくお願いをいたします。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について）の補足説明でございまして。

本条例改正は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成20年3月28日に公布されたことによりまして、改正するものでございまして。

本条例の対象となります金額9億円を10億円に限度額を引き上げるとともに、期限を平成22年3月31日まで2年間延長する内容でございまして。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

報告第4号と報告第5号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 藤原俊一君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例）について、補足説明をさせていただきたいと思います。

先ほど配付いたしました条例改正の概要の方をごらんいただきたいと思います。

今回改正に当たりましては、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴う本巢市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

戸籍法についてでございますが、昨年5月11日、法第35号並びに住民基本台帳法が昨年6月6日、法第75条において国会で成立しておりますが、ただし、施行日については1年以内に施行するということで3月末に、20年のことしの5月1日に施行するということになったものでございます。

まず、戸籍法の改正の趣旨でございますが、個人情報保護が社会的に要請される中、他人の戸籍謄本等を不正に取得する事件がふえ続けているため、戸籍の公開制度を見直し、個人情報を保護する観点から戸籍謄本等の交付請求をすることができる場合を限定するとともに、請求者の本人確認を強化するというので、不正な請求を防止するというのでございます。

内容につきましては、10条関係でございますが、改正前は何人も戸籍を請求できるということになっておりました。改正後につきましてはそれを明確にということで、戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属ということになったものでございます。

10条の2項、3項、4項それぞれ新たに新設されております。

2項につきましては、国または公共団体等第三者が請求する場合ということで、明確にそれぞれになったものでございます。

それから12条の2の改正でございますが、除籍謄本についても同じことを規定しているものでございます。

それから、次に住民基本台帳法の趣旨でございます。

住民票の写し等の交付についてでございますが、まず1点が本人請求、それから2番目に公用請求、それと3点目に第三者請求のそれぞれの場合に応じ、請求または申し出の際の手續、明らかにすべき事項、本人確認方法等を規定するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正するものでございまして、これも戸籍の関係と同様、12条関係では本人等請求において請求の手續及び明らかにすべき事項を明確にしたものでございます。

12条の2項、3項は新設になります。新たに新設で第三者請求というものが戸籍法と同じように制定されまして、明確にされたものでございます。

それから20条関係ですが、これも何人でも戸籍を請求できるということになっておりましたが、戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属ということで、明確になっ

たのでございます。

2項、3項、4項それぞれ国または地方公共団体、あるいは第三者請求、特定事務受注委任者、これは弁護士等でございます。そういう条項が明確になったということでございます。以上でございます。

それから報告第5号でございます。専決処分の承認を求めることについて（本県市国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

改正理由としましては、条例改正の概要の26ページでございます。

健康保険法の一部を改正する法律、これは平成18年法律第83号及び地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の改正に伴う改正でございます。

内容としましては、今年4月から後期高齢者医療制度の創設に伴うものでございまして、その一つとして、課税額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額、基準等を定めるものでございます。

後から説明いたしますが、2条から7条関係でございます。②としましては、課税額限度額の改正でございます。これは23条関係でございます。医療給付費の限度額でございますが、56万から47万に減額されたということと、新規に後期高齢者支援金分が12万新たに設定されております。それから、③に特定世帯に係る軽減等の措置でございます。5条、7条関係でございます。これについては、75歳以上の被保険者が国保から後期高齢者医療制度に移行し、被扶養者は引き続き国保に加入しているといった別々の制度に加入することとなった場合、その世帯の保険税負担が急にふえることがないように措置するものでございます。その一つとして、世帯構成、収入が変わらなければ軽減7割、5割、2割軽減が5年間継続するというものでございます。もう一つについては、1人国保に残った場合、平等割が移った月からその年度中及び翌年度から5年間を半額にするものでございます。

それから2点目ですが、後期高齢者医療にあわせ普通徴収の納期の改正でございます。12条関係ですが、8期から9期、いわゆる3月分を1期増になったものでございます。

それから3点目ですが、保険税を年金から特別徴収の方法により徴収するものでございまして、14条から20条関係でございます。公的年金の支払いを受けている65歳から74歳までの国保被保険者である世帯主を対象に、当該世帯主に対して課する保険税を年金から特別徴収の方法により徴収するということでございます。4点ほどございますが、①としましては世帯主が国保の被保険者であること。②が世帯内の国保被保険者全員が65歳から74歳。③が特別徴収となる年金の額が18万円以上。④としまして、国保が介護保険と合わせて年金額の2分の1を超えないこと。ただし、2分の1を超える場合には介護保険料の徴収のみとなります。

4点目ですが、後期高齢者医療制度に移行することにより、国保被保険者となった旧被扶養者の減免措置でございます。これは第25条関係でございます。これに関しては75歳の到達者が社会保険から後期高齢者医療制度に移行することによりまして、被扶養者、いわゆる65歳から74歳ですが、国保となった場合は新たに保険税を負担することになるため、申請により2年間所得割が免除、平

等割が半額、さらに1人の場合には平等割も半額となるものでございます。ただし、7割、5割の軽減に該当する世帯については適用しないということでございます。

5点目には附則でございまして、18年及び19年度の課税特例を削除するものでございます。また、公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例、もう一つは所得割の算定の特例でございます。4月1日から施行になっております。

それから、次の別紙の表でございます。

20年度の本巢市国民健康保険税条例の改正の分でございます。

まず、国保税率の枠でございますが、医療区分、後期高齢者支援金分、介護納付金とそれぞれ分かれてございまして、医療給付分についての所得割が100分の7.3から100分の5.0に引き下げになったと。均等割が2万4,000円から2万円になった。それから平等割、いわゆる特定世帯以外の方が3万円から2万3,000円。平等割が特定世帯は、これは新規でございますが1万1,500円。後期高齢者支援金分でございますが、これは新たに創設されたものでございまして、所得割が100分の1.7、均等割が6,000円、平等割が特定世帯以外が7,000円、特定世帯が3,500円と、そういうことに制定されております。

あと介護保険については、従来どおり変わりはありません。

その後の7割、5割、2割につきましては、同じようにそれぞれここに示したように現行改正とその分を見ていただければよろしいかと思ます。

以上で、改正の要点だけ補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（瀬川治男君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

#### ○21番（鵜飼静雄君）

今回地方税法の改正がありました、その中をいろいろ見ておりますと、問題のある項目が含まれています。ただ、市税条例との絡みで言うと、今回提出されたように非常に問題が大きいとかいうものはないというふうに理解しておりますが、主に列挙すると、大体8項目ぐらいの地方税法の改正があって、その中で今回市にかかわるものの中で、さらに緊急に必要なものということで専決処分されたと理解しておりますが、それ以外のまだ市にかかわる分もありますので、その両方合わせて2点、簡単にお伺いしておきたいと思ます。

一つは、公益法人についてはこれまで原則非課税でしたが、この改正によって原則課税、収益を伴わない場合には最低限の税率ということも書いてありますけれども、いずれにしても公益法人についての取り扱いが変わっていく可能性があります、市としてはどういうふうにこの点について

は対応されるのかという点と、もう一つ、個人市民税における寄附金控除の創設といたしますか、拡充ができるということになりましたけれども、これについては今回は出ておりませんが、どのように考えておられるのか、この2点について伺います。

○議長（瀬川治男君）

総務部長 鷲見良雄君。

○総務部長（鷲見良雄君）

それでは、1点目の公益法人の非課税の問題について御回答申し上げます。

基本的にはNPOを含めた公益法人、中間法人も含めて課税客体となっておられるわけですが、収益事業を伴わない団体については現在も減免、その他の措置をもって、実質的には非課税状態になっているという状況下でございます。今後も収益事業を行わない社団法人、中間法人等についても同じような取り扱いをしてみたい、かように考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

2点目の条例による寄附の問題でございます。市民税が県民税と合わせて賦課徴収を行っている現状をかながみますと、一定の社会福祉法人とか公益団体とかNPO等に対する所得税法上の寄附の問題点はいろいろあるかと思えます。今後、県と調整をしながら地方税一体として考える必要がある、かように考えておまして、現在関係部署において県との調整等に入っておると聞いておりますので、9月もしくは12月の議会には条例で寄附の関係部分を指定できるのではないかと、かように考えております。どうかよろしく願います。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第1号 専決処分承認を求めることについて（本県市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巣市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

## ○21番（鵜飼静雄君）

必ずしも今回答えを求めませんが、最近国の方で、後期高齢者医療制度を創設することによって後期高齢者の負担がどのように変化しているのか、国保がそれにあわせてどう変化しているかという、そういった試算なりあるいは抽出調査とか、もしされていたら状況を教えてほしいし、されていなければ、ぜひどこかでやってほしいと思っていますが、どうでしょうか。

○議長（瀬川治男君）

市民環境部長 藤原俊一君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

調査については今のところやっておりますので、まだ国の方が不透明というようなことでございまして、その点はまだわかりません。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

後期高齢者医療制度が始まって2ヵ月余り、強引にスタートさせたものの、多くの国民の非難にあって次々と見直しを言わざるを得ないような状態になっているというのが今の状態です。そうした中で、発足と同時にもう見直しをするということは、根本的にやっぱり欠陥があるということなんで、本来ならば中止するなり、凍結するなりして抜本的な改善をして、新たにスタートするというのが原則であろうと思いますが、そういうことがないまま進んでいくということについて非常に問題があるというふうに思わざるを得ません。

同時に、今回の税条例の改正の最後の方に、65歳から74歳について年金からの天引きということがうたわれています。今、後期高齢者医療制度の中でも年金から天引きされるということについて大きな批判が生まれています。さらに、地方税法の改正、今回市税条例の改正の中には盛り込まれておりませんが、たしか来年だっただと思いますけれども、個人の市民税については年金から天引きという方向が出ていますね。だから、どんどん天引きが膨らんでくる。それでどうやって生活を成り立たせていくかということで、不安がどんどん広がっているという状況の中で、本当にこのまま進んでいっていいのかどうかということを、改めてそれぞれがやっぱり問い直していく必要があると思っています。

そうした中でどんどん残念ながら進められている、このことについて非常に危惧を持っておりますので、反対をいたしたいと思っております。

○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたけど、抜本的な改革ということは私もそのようなことは思うわけですが、国保に関し、またいろんな保険等ということで、それこそ今言われたように、いろいろな議論がされております。本当にもっと抜本的な改革というか、抜本的に見直さなければならぬというのが今の保険のシステムかなあと思いますけど、しかし、今回これは報告事項であり、専決ということで、この分については承認をしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。10時40分から再開いたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時40分 再開

○議長（瀬川治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 報告第6号から日程第12 報告第9号まで（上程・説明）

○議長（瀬川治男君）

日程第9、報告第6号 平成19年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第12、報告第9号 平成19年度本巣市水道事業会計繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第6号 平成19年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、道路新設改良事業、西部連絡道路整備事業、西部連絡道路公共補償事業、林業災害復旧事業の各予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げます。

次に、報告第7号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、本巢地区配水管布設がえ事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

次に、報告第8号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、特定環境保全公共下水道事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

次に、報告第9号 平成19年度本巢市水道事業会計繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、本巢上水道配水池築造工事の予算を翌年度に繰り越して使用する建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

以上、報告第7号から第9号までの詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

#### ○議長（瀬川治男君）

報告第6号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

#### ○総務部長（鷲見良雄君）

それでは、報告第6号に係る補足説明をさせていただきます。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書についてございまして、去る3月定例会におきまして補正予算第7号の中で、4事業におきまして繰越明許費の設定について御承認をいただいたところでございます。

第1点目は、款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業として6,318万円を設定させていただきました。その内容は、根尾大井地内の橋梁工事に伴う盛り土搬入に係る搬入路の路肩部分の損傷等、年度内に工事ができなかったもの及び宗慶地内の道路改良におきますところの用地補償交渉が難航したもので、同額を繰り越しさせていただいたものでございます。

第2点目、同じく款8、項2道路橋りょう費、事業名、西部連絡道路整備事業1億4,999万円でございます。長屋・見延地内における用水路について、井水組合及び地元との協議に不測の時間を要したこと及び長屋・曾井中島地内の用地交渉が難航したこと等に伴い、これも同じく同額を繰り

越しさせていただいたものでございます。

第3点目、款8、項5公園費、西部連絡道路公共補償事業といたしまして2,970万円を設定させていただきました。そのうち、2,842万円を繰り越しさせていただくものでございます。西部連絡道路関連で、一色ほたる公園の整備工事が年度内に完了しなかったために繰り越したものでございます。

第4点目、款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、事業名、林業災害復旧事業1,100万円でございます。これは、水鳥横蔵線及び大井能郷線が降雪のために年度内に完了が困難となったために、同額を繰り越するという内容でございます。財源内訳については記述のとおりでございます。どうかよろしくお願いをいたします。以上、報告でございます。

#### ○議長（瀬川治男君）

報告第6号 平成19年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

報告第7号から報告第9号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

#### ○上下水道部長（杉山尊司君）

報告第7号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、補足説明をさせていただきます。

3月議会におきまして承認をいただいたものでございます。事業名でございますが、本巢地区配水管布設がえ事業でございます。施工場所につきましては、本巢市法林寺地内であります。事業費でございますが7,110万5,000円、前払い金を差し引いた残りが翌年度繰越額5,428万5,000円であります。下水道工事に伴います配水管布設がえ工事費と布設がえの実施設計委託料の分でございます。財源内訳といたしまして、未収入特定財源で諸収入といたしまして5,181万円であります。公共下水道の配水管布設がえに伴います水道管の補償費であります。地方債で200万円、一般財源で47万5,000円あります。

繰り越し理由でございますが、本巢地区特定環境保全公共下水道の管渠工事の繰り越しに伴い、水道の配水管布設がえ工事を繰り越したためであります。

続きまして、報告第8号でございます。

平成19年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、補足説明をさせていただきます。

事業名でございますが、特定環境保全公共下水道事業本巢処理区であります。施工場所につきましては、本巢市法林寺地内であります。事業費は1億4,429万4,000円であり、翌年度繰越額も1億4,429万4,000円あります。通信運搬費、実施設計委託料、下水道管渠布設工事、水道管移設補償費であります。未収入特定財源の内訳でございますが、国庫支出金として3,890万円、地方債で4,900万円、一般財源で5,639万4,000円あります。一般財源でございますが、配水管布設がえ工事に伴います補償費分と起債の単独分でございます。

繰り越し理由でございますが、本巢地域の水道事業の配水管布設工事に伴いまして、本巢処理区特定環境保全公共下水道の管渠布設工事を繰り越すものでございます。

続きまして、報告第9号 平成19年度本巢市水道事業会計繰越計算書について、補足説明をさせていただきます。

繰り越しは建設改良繰り越しであります。事業名でございますが、本巢上水道配水池築造工事であります。施工場所につきましては、本巢市法林寺地内であります。予算計上額2億7,721万3,000円で、配水池築造工事の事業費であります。支払義務発生額6,925万2,000円、前払い金と部分払いの額であります。翌年度繰越額2億796万1,000円であります。財源内訳は、国庫補助金4,000万円、県補助金1,000万円、企業債1億5,370万円であります。それと過年度分損益勘定留保資金、一般会計でいいます一般財源でございます。426万1,000円であります。

繰り越し理由でございますが、地元関係者との調整に時間を要したために、配水池築造工事を繰り越すものであります。

以上、補足説明をさせていただきました。

#### ○議長（瀬川治男君）

報告第7号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第8号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第9号 平成19年度本巢市水道事業会計繰越計算書については、以上で報告を終わります。

---

### 日程第13 報告第10号から日程第17 報告第14号まで（上程・説明）

#### ○議長（瀬川治男君）

日程第13、報告第10号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてから日程第17、報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第10号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第11号 財団法人織部の里もとの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告5件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定によるものでございまして、一括して報告させていただきます。

報告5件につきましては、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成19年度事業報告及び決算並びに平成20年度事業計画及び予算について提出し、報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、第10号は企画部長から、第11号から第14号までは産業建設部長から御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

報告第10号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、報告第10号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの事業報告書の(1)総括事項をごらんください。

一つ目、公有地取得事業関係としまして、平成17年度に取得したモレラ北側の土地6万6,118.62平米のうち5,685平米を7月に給食センター用地として本巢市に売却し、その売却金は借り入れ金融機関へ繰り上げ償還をいたしました。

二つ目、土地造成事業関係でございますが、屋井工業用地の工事関係としまして、柿の木等の樹木の伐採処分工事を4月から約2カ月の工期で行い、樹木の除根工事は12月から約3カ月の工期で実施をいたしました。また、A工区とB工区の造成工事の入札を2月に実施し、2共同企業体と契約をいたしました。

用地買収関係としまして、土地売買契約金の残金3割分の支払いと、未相続等により土地売買契約が未契約の物件について土地売買契約を締結し、支払いを終了いたしました。なお、所有権移転登記、土地表示登記等を行いました。

許認可手続に関しましては、農地法第5条の転用許可申請、公安委員会協議、河川法に係る国土交通省協議、開発行為許可申請等を進め、すべての申請につきまして許可をいただきました。

なお、2月末に国土交通省から堤防道路を下におろす方法について提案を受け、北方警察署等と堤防道路の変更に係る事前協議を進めてまいりました。

地元関係としましては、工業団地事業説明会を周辺の5自治会において地域住民を対象に実施いたしました。なお、地元推進委員会につきましても事業計画とスケジュール等につきまして、適宜説明会を開催いたしました。

造成用流用土関係としまして、日当トンネルから搬入されました掘削土から基準値を超えるヒ素が検出されまして、検査の結果、搬入土約1万立米のうち約2,000立米が基準値以上であったため、岐阜土木事務所において検討会が設立され、掘削土の処理方法について検討が行われました。

委託業務関係としましては、堤防道路と工業団地造成地の接道方法について国土交通省との協議が整ったため、堤防道路等の測量設計等委託業務契約を締結いたしました。

(2)番の理事会の議決事項でございますが、記載のとおり3回開催されまして、各案件について議決されております。

(3)の役員名簿でございますが、前年度は2名の理事が変更になったものでございます。

(4)の行政官庁許認可に関します事項でございますが、予算に伴うもの及び屋井工業団地開発に伴うもろもろの許認可をいただきました。

続きまして、3ページの業務をごらんください。

(1)の公有地取得事業でございますが、モレラ北の2万坪の除草管理費と18年度までの借り入れに係る支払利息を支出いたしました。

(2)の公有地売却事業でございますが、モレラ北の用地の一部5,685平米を6,695万169円で給食センター用地として市に売却をいたしました。

(3)土地造成事業でございますが、屋井工業団地造成事業としまして、用地費3億9,880万8,031円、補償費304万9,928円、工事費1億5,565万6,195円、諸経費6,948万4,056円、平成18年度借り入れに係る支払い利息1,120万円を投資しながら事業を進めているという内容でございます。なお、諸経費は、測量設計委託料並びに派遣職員2名分の負担金、あるいは登記料などとなっております。

(4)附帯等の事業でございますが、モレラへの駐車場貸し付け収入といたしまして2,829万4,200円がありました。

次に、4ページをお願いいたします。

借入金の状況でございますが、お手元に記載のとおり長期借入金ということで、岐阜信用金庫におきましては残高としまして6億9,897万6,392円、西濃信用金庫には16億2,966万785円を借り入れているものでございます。

(2)は保有土地の明細でございますが、上段は屋井工業団地用地、下段はモレラ北側の保有地となっております。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、5ページの決算報告書をごらんいただきたいと思います。

これまで事業報告で説明しました内容と重複いたしますので、簡単に説明をさせていただきます。

(1)の収益的収入及び支出のうち収入でございますが、公有地取得事業収益の決算額6,695万169円は給食センター用地として売却をいたしました収入でございます。その下の附帯等事業収益の決算額2,829万4,200円はモレラへの土地貸し付け収入でございます。受取利息は定期と普通預金の利息でございます。

続きまして支出でございますが、公有地取得事業原価は給食センター用地分を計上いたしました。

販売費及び一般管理費は、理事報酬、臨時職員の賃金、需用費等々でございます。

次に、6ページを見ていただきたいと思います。

資本的収入及び支出をごらんください。

収入でございますが、長期借入金として、屋井工業団地造成事業資金としまして2億2,230万8,000円の借り入れを行いました。

支出でございますが、公有地取得事業費の決算額705万3,732円は、モレラ北側の管理費と支払利息でございます。

土地造成事業費は屋井工業団地の費用で、公社会計規定34条の規定によります前年度からの繰越額が4億4,120万4,140円加算されまして、予算額は7億8,682万1,140円となりまして、決算額は6

億3,819万8,210円となっております。

明細につきましては、先ほど3ページの土地造成の状況で説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。

長期借入金償還金は給食センター用地売却収益を繰り上げ償還金に充てたものでございます。

予備費の執行はありませんでした。

次に、7ページからは損益計算書、8ページには貸借対照表、9ページではキャッシュフロー計算書、10ページでは財産目録、11ページからは附属資料と、最後には監査意見書がついてございますので、中身につきましてはごらんをいただければというふうに考えております。

続きまして、20年度の事業計画及び予算につきまして御説明を申し上げます。

監査意見書の次に事業計画書及び予算がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

1ページ目の事業計画でございますが、公有地取得事業の726万9,000円は、モレラ北の土地の管理費と借入金に係ります支払利息を計上しております。

土地造成事業の13億1,416万5,000円は、屋井工業団地の造成工事費と諸経費などを計上しております。

附帯等事業の2,829万5,000円は、モレラ北側の土地の一部をモレラ岐阜に駐車場として貸し付けております借り入れ収入を計上しております。

以上が事業計画の大まかな概要でございます。

次に、2ページの予算をごらんいただきたいと思っております。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の合計額は2,829万7,000円でございます。主にモレラ岐阜からの駐車場の賃貸収入でございます。

収益的支出の合計額は564万5,000円でございます。主に理事の報酬と臨時職員の賃金でございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出でございますが、3ページをごらんください。

資本的収入の合計額は13億1,416万5,000円でございます。これは、屋井工業団地造成事業に係る金融機関からの長期借入金でございます。

資本的支出の合計額は13億2,293万5,000円でございます。これは、屋井工業団地造成事業に係る費用とモレラ北側の公有地に係ります費用でございます。

支出に対しまして収入が877万円不足をいたしますが、この分は準備金で補てんをいたします。

第4条の予算の流用でございますが、支出の予算は公社会計規定第32条の定めるところによりまして、各項の間において相互にこれを流用することができるものといたしております。

第5条の長期借入金でございますが、借り入れ限度額は13億1,416万5,000円、借入期間は平成22年3月10日までとしまして、金融機関から借り入れをいたします。担保につきましては、本巢市におきまして債務保証を受けてまいります。

次ページ以降の予算実施計画等につきましては、ただいま御説明を申し上げました内容の詳細でございますので、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、土地開発公社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（瀬川治男君）

報告第10号 平成19年度本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

報告第11号から報告第14号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

#### ○産業建設部長（山田英昭君）

それでは、報告第11号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんいただきたいと思います。

法人の概況として、設立年月日、寄附行為を定める目的、寄附行為に定める事業内容、所管官庁に関する事項、役員等に関する事項、2ページに入りまして、職員に関する事項が記載してあります。

次に3ページとなりますが、事業の概況としまして野菜栽培講習会を4回実施し、イベントにつきましては4ページから5ページとなりますが、秋の収穫祭が開催されております。また、織部展示館入館者が5万人を達成し、記念式典が行われました。

うすずみ根尾フェスティバルとして、うすずみ温泉と連携し、名所の祭典が3回開催されました。

6ページ、7ページにつきましては、理事会、評議員会、合同会議の開催状況が記載してあります。

8ページをごらん願いたいと思います。

収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移についてであります。

一般会計では、前期繰越収支差額7,812万6,000円から当期収支差額マイナス7,689万4,000円で、次期繰越収支差額は123万1,000円となっております。前年と比べますと大幅な減額となっておりますが、要因は管理棟の建設に充当をしたためでございます。

資産合計につきましては1億3,727万3,000円で、負債合計386万円を差し引きまして、正味財産は1億3,341万3,000円となっております。

収益事業会計では、前期繰越収支差額288万3,000円から当期収支差額136万5,000円を足しまして、次期繰越収支差額は424万8,000円となっております。

資産合計では6,085万9,000円で、負債合計3,673万4,000円を差し引きまして、正味財産は2,412万5,000円となっております。

9ページ、10ページにつきましては、部門別の売り上げ月計表と利用者数の前年度の比較でございます。

次に、11ページから36ページまでは決算報告でありまして、11ページから14ページまでにつきましては、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書の総括表でございます。

15ページから28ページまでにつきましては、一般会計、収益事業会計として、詳細について記載

してあります。

次に、29ページから35ページまでは財務諸表、収支計算書に対する注記であります。

36ページにつきましては監査報告書となっております。

37ページ以降につきましては、平成20年度の事業計画書並びに収支予算書であります。地元農林業経営者や各種団体と連携し、農林水産物の販売促進に努める計画とし、一般会計、収益事業会計で、予算総額は収入・支出それぞれ1億5,179万4,000円であります。

地域産業の振興を図りながら、都市と山村との交流を促進し、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献する方針となっております。

以上、財団法人織部の里もとすの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、補足説明させていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

温泉館においては上半期、下半期、種々の要因がございまして、年間入浴者数10万5,947人、これは対前年と比べますと2,878人の減であります。

収入につきましては、前年対比1,900万円の減となっております。ホテル館においては、宿泊人数5,742人でございます。これにつきましては、前年と比べますと758人の減でございます。収入は対前年比でございますが、1,200万円の減となっております。

陶芸工房におきましては、体験利用者は前年対比37人の減で、収入は前年対比8万4,000円の減となっております。

パン工房におきましては、前年対比2,469人の増で、収入につきましては対前年比160万円の増となっております。

3ページ、4ページにつきましては、理事会、評議員会の開催状況でございます。

5ページの中段の収支及び正味財産の増減の状況並びに財産の状況の推移につきまして、説明をさせていただきます。

前期繰越収支差額マイナス30万5,000円に当期収支差額マイナス32万7,000円で、次期繰越収支差額マイナス63万2,000円となっております。

資産合計は7,403万3,000円で、負債合計2,009万8,000円を差し引きますと、正味財産は5,393万5,000円となり、前年と比べますと779万9,000円の減となっております。

5ページ、6ページにつきましては役職員の異動、7ページにつきましてはイベントの開催状況が記載されております。

8ページから16ページまでは決算報告でありまして、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告となっております。

次に17ページ以降でございますが、平成20年度の事業計画書並びに収支予算書であります。

事業計画におきましては、持てる資源を最大限に活用し、営業と情報発信に重点を置いた基本政策で増収を図り、それぞれの部門ごとに増収策、支出削減策を講じて収入・支出それぞれ2億

7,683万3,000円の予算とし、お客様のニーズを先取りし、徹底した集客の増員と徹底した支出の削減を目指し、市の観光事業の振興と市民生活、文化、地域経済の向上発展に寄与する方針となっております。

以上、財団法人NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

19年度の年間延べ利用者数は1万6,191人、これは前年比614人の減でございます。

当期収入合計5,382万6,383円、これにつきましては前年と比べますと76万6,703円の減でございます。

次に、当期収支差額222万9,443円の黒字を計上しております。

事業の状況はここに記載のとおりであります。2ページから4ページが年間のイベント、広報・支援事業、講習会参加、ホームページアクセス件数対比等の活動内容でございます。

5ページ、6ページにつきましては理事会、評議員会の開催状況でございます。

7ページの収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移につきまして、説明させていただきます。

19年度の枠内でございますが、前期繰越収支差額1,773万6,000円に当期収支差額222万9,000円を加えまして、次期繰越収支差額は1,996万5,000円となっております。

資産合計につきましては7,622万3,000円で、負債合計310万1,000円を差し引きますと、正味財産が7,312万2,000円となりまして、前年に比べまして238万8,000円の増額となっております。

8ページでは、各部門別の月別売り上げと月別利用状況が記載してあります。

9ページから15ページまでは決算報告であり、先ほど7ページで説明をさせていただきました詳細につきまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録、監査報告書が記載されております。

次に、16ページ以降についてでございますが、平成20年度の事業計画書、収支予算書であります。

事業計画におきましては、オートキャンプサイトの年間稼働率目標を10%とし、イベント事業の推進及び閑散期の利用促進、インターネットを活用したPR事業の促進を重点目標に定め、魅力ある施設として管理体制の強化を掲げております。

収入・支出額はそれぞれ5,420万円の予算とし、景気に左右されるレジャー消費は厳しい状況ありますが、安全・安心に楽しむことができる施設を目指して、健全な財団運営にする方針となっております。

以上、財団法人NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

営業の経過及び成果でございますが、景気に明るさが見え始めたとはいえ、外部環境の変化、原材料高、原油高などの厳しい状況で推移する中、顧客満足の向上に努め、特に商品開発では根尾産ニンニクの加工品をつくり、取り組み、新商品が開発されております。

当期の業績につきましては売上高6,786万円、前年に比べますと133万2,000円の減でございます。

営業利益につきましてはマイナス372万3,000円、営業外収益につきましては501万1,000円となっております。当期純利益につきましては117万7,000円、当期末の利益剰余金は607万9,000円、前期の繰り越しにつきましては490万2,000円を含むものということになっております。

3ページ、4ページにつきましては、会社の概況、取締役及び監査役名、売り上げ分析でございます。

5ページ、6ページにつきましては、取締役会、株主総会の開催状況でございます。

7ページから14ページまでにつきましては決算報告でございます。貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、監査報告書となっております。

7ページの貸借対照表をごらんいただきますと、資産合計は2,504万7,558円で、負債合計の896万8,131円を差し引きました純資産合計は1,607万9,427円となっております。

8ページでは損益計算書ですが、初めに説明させていただいたところがございますので、9ページから14ページまでは御一読願いたいと思います。

15ページ以降につきましては、平成20年度の事業計画書並びに収支予算書であります。事業指針及び経営指針では、特産品づくりを通して農林産業や商業、観光産業の活性化に努め、活力あるまちづくりの推進に寄与し、顧客満足度100%に目標を掲げ、収入・支出それぞれ7,200万円の予算となっております。特産品の研究開発、商品化に傾注し、労務管理、販売戦略、コストの削減、安心・安全な商品管理に取り組む方針となっております。

以上で、株式会社うすずみ特産の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（瀬川治男君）

報告第11号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

---

#### 日程第18 議案第32号から日程第20 議案第34号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

#### ○議長（瀬川治男君）

日程第18、議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第34号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

近年の団員の活動形態の多様化を踏まえ、退職報償金支給責任共済制度の運用の一層の適正化を図るため、改正するものでございます。

次に、議案第33号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、改正するものでございます。

以上、議案第32号及び第33号の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第34号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

農業集落排水資源循環統合補助事業、金原・鍋原地区での開始及び日当地区農業集落排水事業の受益者からの分担金の徴収が完了したことに伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第32号と議案第33号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

**○総務部長（鷺見良雄君）**

それでは、議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、消防団員の任用期間の多様化を踏まえ、退職報償金の支給責任共済制度の運用の適正化を図るため、第2条の定数に消防組織法で定める根拠規定を加えたものでございます。

また、第12条において退職報償金の支給についても本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例にあわせ、支給対象を5年以上勤務した者と規定するものでございます。

以上が第32号でございます。

続きまして、議案第33号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

本条例の改正内容につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が3月26日公布され、4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を「200円」から「217円」に引き上げる内容のものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願をいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

議案第34号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

○上下水道部長（杉山尊司君）

議案第34号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

条例の改正の概要表で説明をさせていただきます。恐れ入ります、新旧対照表の54ページをお開き願います。

新旧対照表の左側が改正案、右側が現行条例でございます。

別表第1の表の改正でございますが、事業の名称と施工区域の表でございます。

現行条例中の第2項、事業の名称で日当地区農業集落排水事業、施工区域が日当の区域でございます。この区域は分担金が完納しているため削ります。

次に新規区域といたしまして、左側の改正案の方でございますが、第3項に事業の名称で金原・鍋原地区農業集落排水事業、施工区域は金原及び佐原の一部の区域をつけ加えます。

続きまして、55ページでございます。

別表第2の表の改正でございます。分担金の賦課徴収の表でございます。こちらにつきましても現行条例中、第2項、事業の名称で日当地区農業集落排水事業、事業施工区域として「日当の区域」この項を削ります。先ほどと同じ分担金が完納しているためでございます。

新規地区といたしまして、改正案の方、左側でございますが、第3項といたしまして、事業の名称として金原・鍋原地区農業集落排水事業、事業施工区域は「金原及び佐原の一部の区域を」この項を加えます。

続きまして、56ページでございます。

備考の改正でございます。右側の現行条例中、分担金が完納しておりますので、日当地区を削ります。左側の改正案、新規地区として金原・鍋原地区を加えます。

附則の改正でございます。公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用でございます。

以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

議案第32号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務企画委員会に付託することに決定しました。  
議案第33号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第34号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第21 議案第35号及び日程第22 議案第36号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（瀬川治男君）

日程第21、議案第35号 本巣市土地開発公社定款の変更についてと日程第22、議案第36号 もとす広域連合規約の変更についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第35号 本巣市土地開発公社定款の変更についてでございます。

総務省が定めた土地開発公社経理基準要綱の一部改正及び日本郵政公社の民営化に伴い、関係条文を整理するため、変更するものでございます。詳細につきましては、企画部長から御説明を申し

上げます。

次に、議案第36号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。

幼児療育センター建設事業に伴い、組織市町の負担金の分賦割合を新たに設けるため、変更するものでございます。詳細につきましては、健康福祉部長から御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第35号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

**○企画部長（高田敏幸君）**

それでは、議案第35号 本巢市土地開発公社定款の変更について、御説明をさせていただきます。ただいま市長が申しましたとおり、国の土地開発公社経理基準要綱が改正されたこと及び日本郵政公社の民営化に伴いまして、関係条文を整理するための変更でございます。

変更の内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料の57ページをごらんいただきたいと思っております。

左側が変更後、右が変更前となっておりますが、第16条の第3号及び第22条にキャッシュフロー計算書が追加されております。キャッシュフロー計算書につきましては、現金収支を把握するために作成するものでございまして、企業会計に準じまして土地開発公社の会計に追加されたものでございます。

第19条では、運用財産が廃止となりました。土地開発公社では、必ずしも運用財産につきましても必要でないために廃止をするものでございます。

次に58ページに入りますが、24条第2号では郵政民営化に伴いまして、郵便貯金という表現がなくなりましたので、削除をいたすものでございます。

附則につきましては、定款の施行につきましては、岐阜県知事の認可のあった日からということでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第36号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

**○健康福祉部長（村瀬光廣君）**

それでは、議案第36号の補足説明をさせていただきます。

先ほど市長からの提案説明もしていただきましたとおり、現在使用しております施設は昭和27年ごろの建物でありまして、築50年以上経過しております。老朽化も激しく地震等の対策が困難であり、早急に安心してよりよい環境のもとで医療体制を図るため、施設整備を実施する必要がありますことから、本巢幼児療育センター建設を平成20年度実施設計業務、平成21年度建設工事を計画するに当たり、組織市町の建設事業費の負担金をより均等にするため、分賦割合を療育医療施設特別

会計幼児療育センター建設事業の負担を均等割20%、実績割、過去3年間の平均であります50%、財政割、前年度標準財政規模30%を新たに設けることによる規約改正の一部の改正でございます。

以上、終わります。

○議長（瀬川治男君）

議案第35号 本巣市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第35号 本巣市土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第36号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第36号 もとす広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第23 議案第37号から日程第28 議案第42号まで（上程・説明）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第23、議案第37号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第28、議案第42号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

平成20年度当初予算につきましては、市長選挙執行のため、人件費や扶助費などの義務的経費を中心とする骨格予算といたしました。

このため、本議会に提案いたしました各会計補正予算におきまして、元気で笑顔あふれる本巢市づくりの施策を実現するための事業など、政策的な経費を予算計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議案第37号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,082万円を増額するものでございます。

歳入につきましては、まちづくり交付金2,600万円、財政調整基金繰入金5,000万円、市債4,750万円の増額が主なものでございます。

歳出につきましては、道路新設改良事業に2億2,461万6,000円、糸貫分庁舎改修及び根尾分庁舎耐震補強事業に6,187万円、根尾方面隊消防車庫の整備に4,095万円、うすずみ公園整備に伴う測量設計委託料に4,017万8,000円をそれぞれ増額するものと、それから財政調整基金への積立金4億4,000万円を減額するものが主な内容でございます。

詳細につきましては、後ほどまた副市長の方から御説明を申し上げます。

次に、議案第38号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額を変更せずに、歳出の葬祭費300万円を予備費で調整するものでございます。詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第39号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,432万6,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、木知原簡易水道整備事業に係る国庫補助金3,600万円の増額、市債9,030万円の増額が主なものでございます。

歳出につきましては、同事業に係る施設整備工事費等1億4,231万1,000円の増額が主なものでございます。

次に、議案第40号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,062万1,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、金原・鍋原地区農業集落排水事業に係る県支出金2,777万5,000円の増額、市債3,200万円の増額が主なものでございます。

歳出につきましては、同事業に係る管路布設工事等7,469万円の増額が主なものでございます。

次に、議案第41号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金200万円を減額し、歳出につきましては人事異動に伴う職員給与費724万6,000円の減額、下水道管理システム導入委託料495万6,000円の増額が主なものでございます。

次に、議案第42号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ645万8,000円の補正をお願いするものでございます。これは開発行為及び道路改良に伴うものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入は3,697万4,000円、支出は4,089万8,000円の補正をお願いするものでございます。収入につきましては、拡張工事及び改良工事に伴う企業債2,160万円の増額、開発に伴う拡張工事負担金975万円の増額が主なものでございます。支出につきましては、配水管拡張工事に係る工事費等3,585万8,000円の増額が主なものでございます。

以上、議案第39号から第42号までの詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第37号から議案第42号については、このあと全員協議会を開催し、副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

それでは、暫時休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開します。

議案第37号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第38号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第39号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第40号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第41号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第42号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

---

#### 日程第29 議員派遣について

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則第161条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### 日程第30 発議第7号について（上程・説明・質疑）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第30、発議第7号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者の説明を求めます。

提出者、5番 高田文一君。

##### ○5番（高田文一君）

それでは、提案説明をさせていただきます。

3月の議会の提案以来、大変な社会動向がありました。そういう経緯もございましたし、この作成に当たり、その経過も非常に今回つくることにおいて重点視をいたしましたので、当たり前のことかもしれませんが、まずは報告をさせていただきたいと思います。

4月15日の第1回の年金天引きから、メディアによって対象者はもちろんのこと市民や国民に知らされ、4月15日以降は毎日のテレビあるいは新聞等々によりまして、この問題が茶の間においても飛び込んでまいりましたし、多くの人たち、国民の皆様はもちろん対象者の皆さんから意見や、あるいは反論や批判が続出しておりました。

そういうことで、早速社会情勢はもちろんでございますが、もともとの考え方もありましたので、前回の賛同を得ました議員の皆さんと協議をしました。そして、テレビでいえば解説者等の言葉、あるいは新聞でいえば論説、社説と申し上げますか、そういうことも随分今回は参考にさせていただいて、お手元のような意見書をつくったわけでございます。

その間、御助言等をいただきましたのは、5月2日には道下議員の方から「6月に向けて、この社会情勢を踏まえながら前向きに考えられてはどうだろうか」という温かい御助言をいただきまして、できれば事前に見せてほしいというようなこともございました。

さらに、5月27日には文教福祉委員協議会終了時に、若原委員長と後藤委員からも「どうだろう、委員会の中でもいろいろ議論のできるような、そんな内容を考えてみてはどうだろうか」というア

ドバイスもいただきました。そういうこともございましたので、事前にでき上がったものを6月2日ではございましたけれども、事務局よりファックスで送らせていただいたところでございます。

その後、少し触れてはおりましたけれども、6月3日の議会運営委員会の終了時、副議長と若原委員長、そして4日には議長、5日にはさらに副議長と若原委員長に面談を求められまして、内容について御指示を得たところでございます。

内容の指示については何度も申し上げているところでございますけれども、「趣旨はわかる、皆同じことを思っているのではないのでしょうか。思いは一つだろうと思います。」とそういう御助言をいただいたところでございます。しかし、やはり一部の人の声も大事にしなければいけない。その中で、表現のまずさもあるのではないかというふうに御指導をいただきましたので、それでは、やはり協議の場をどこかで設けていただきながら修正をしていただければ幸いですと、大きく修正をされ、あるいは挿入をされ、そういう文案といいますか、意見書ができれば、そして出席されている委員、議員の皆さんの総意をいただければそれが一番いい姿ではないでしょうかというふうなお答えも、あるいはやりとりをしておったところでございます。

さらに、前回賛成をいただいた議員の皆さんも見直して、賛成議員の見直しもしていただければそれでいいのではないかというふうに、私もまた新しく助言をいただいたところでございますけれども、何と言っても私が理解できなかったのは、この意見書は取り下げた方がいいのではないかというお言葉を再三いただいたところでございまして、そして今日に至りましたので、意見書を本日提案させていただきたいと思っております。

発議第7号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について、別紙のとおり発案する。

平成20年6月3日提出。提案者、本巣市議会議員 高田文一、賛成者、本巣市議会議員 安藤重夫、村瀬明義、遠山利美、鶴飼静雄。本巣市議会議長 瀬川治男様。

意見書でございますけれども、幾つか今回の見直しを求めることを文章化しておりますが、もう少し具体的といいましょうか、箇条的に広げるのは重複することかもしれませんけれども、75歳以上の高齢者を対象にしているこの制度につきましてはそうでございますし、保険料は年金から天引きする、そうした保険料は2年ごとに見直していくということでございます。さらに、払えなければ保険証は取り上げられ、窓口で10割負担をすると、そういうことでございます。そして、75歳を境にして医療の内容についてもいろいろ変わってきていると。そして医療費の削減が大きな問題になっておるわけでございますけれども、この団塊の世代といわれる人たちが75歳以上になる2025年以降には、8兆円削減のうち5兆円を後期高齢者から捻出するというような計画発表もされているところでございますし、さらに後期高齢者終末期相談支援料、これにつきましては2,000円ということでございますが、これも種々論議はされておりますけれども、問題になっているところでございます。さらに、かかりつけ医の問題等々がございます。等々というのはそういうことということでございます。そして中ほどには、多くの高齢者の立場を、先ほど言いましたいろんなマスメディアの中で私も考えた表現でございます。

それで、たまたまこの表現をちょっと新聞のスクラップをずうっと見ておりましたので、ちょっと参考に申し上げますと、毎日新聞の社説でございますけれども、「高齢者の怒りは大きく分けて二つに向けられている。一つは、75歳以上を切り離れた新医療制度の仕組みへの批判だ。うば捨ての制度だ。高齢者に早く死ぬということ」というような毎日新聞の社説にもそのようなことが書いてございましたし、そういうことが念頭にございましたから表現として書かせていただきました。さらに後半の75歳云々というのは当然ではございますけれども、この人たちが戦中・戦後といいましょうか、そういう混乱の中を本当に今の日本の復興を支えてこられた人たちだと思っておりますので、表現として書かせていただいたところでございます。

そういうことで今回、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出させていただきました。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

以上、説明と経過についても御報告をさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号については委員会付託を省略することに決定しました。

発議第7号については、全員協議会において確認していただきましたとおり、文教福祉委員会で協議をお願いいたします。

---

#### 日程第31 発案第8号について（上程・説明・質疑）

#### ○議長（瀬川治男君）

日程第31、発議第8号 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書についてを議題といたします。

発議第8号について、提出者の説明を求めます。

提出者、14番 後藤壽太郎君。

#### ○14番（後藤壽太郎君）

それでは、発議第8号について御説明いたします。

意見書（案）というふうに書いてありますので、それを朗読しまして提出理由の説明にかえさせ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書（案）。

平成20年4月から75歳以上の後期高齢者などを対象とした後期高齢者医療制度が導入された。

この制度は、高齢者の医療を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村が加入し、設置した広域連合が運営を行っている。

この制度が導入されてから2ヵ月が経過し、全国各地で事前の制度の周知不足や準備のおくれなどにより、保険証の未到達や保険料の徴収ミス、さらには年金からの保険料天引きをめぐるトラブルが相次いで発生している。このような状況がこの制度の信頼を失い、医療不安につながっている。

また、高齢者の生活は一層厳しさを増してきており、本制度の実施により負担がふえ、高齢者の暮らしと健康保持にとって悪影響を及ぼし、怒りの声も聞こえている。すべての高齢者が安心して医療を受けることができる医療制度にすることを願う。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度について、次の項目を改善されることを強く要望する。

記1. 低所得者の保険料軽減措置を拡大すること。また、大幅に保険料が上昇する事例について適切な軽減措置を講ずること。

2. 被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減措置を引き続き継続すること。

3. 保険料の年金からの天引きについて、高齢者の声を踏まえて、適切な見直しを行うこと。

4. 高齢者の特殊性を踏まえた適切な健診のあり方について検討し、広域連合における実施を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月10日、岐阜県本巣市議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣様。

以上ですので、よろしく御検討のほどお願いいたします。

#### ○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第8号については委員会付託を省略することに決定しました。

発議第8号については、全員協議会において確認していただきましたとおり、文教福祉委員会で協議をお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

6月18日水曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

